

和光市協働指針

— 協働による住みよいまちづくりをめざして —

(令和5年 月改定)

一部見直し（案）



埼玉県 和光市

沿 革

平成19年8月 制 定

平成25年1月 改 定

平成31年4月 改 定

令和 5年 月 改 定

目 次

第Ⅰ章	協働指針の目的 協働指針の趣旨	4
1	和光市が目指す協働	
第Ⅱ章	協働についての基本的な考え方	8→135
1	協働の意義	
2	協働を進める上での基本原則	
3	協働の主体と主な特性	
4	協働に関する活動領域	
5	協働の形態	
第Ⅲ章	協働についての現状と課題	5→710
1	市の現状	
2	市民の現状	
3	課題	
	コラム：協働の経過（協働事業提案制度の廃止）	
第Ⅳ章	協働の推進に向けて～市の取り組み～	14→1616
1	4つの方針	
2	推進に向けた取り組み	
第Ⅴ章	改定にあたって	1719

第Ⅰ章 協働指針の目的 協働指針の趣旨

1 指針の趣旨

今日、急激な少子高齢化、高度情報化、国際化などの社会状況情勢がますます進む中、本格的な地方分権社会の進展とともに、地方自治体は、国への依存体質から脱却し、地域の特性を生かした特色のある自立したまちづくりを強く求められています。

これまで地方自治体は、公共サービスについて、広く公平で均一的なサービスの提供を中心としていましたが、これからは、住民の価値観、ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化、高度化に対応した、より柔軟できめ細やかなサービスが求められています。しかしながら、一方で財源と人員は限られています。こうした社会情勢を背景に、これらの公共サービスは地方自治体だけが提供していくものではなくなりつつあります。実際に近年、自治意識を持った住民や団体等などのステークホルダーが、行政と連携、協力し、多様なニーズに対応した公共サービスの一翼を担いはじめています。

このような大きな変化の中、和光市においても、地方創生の視点を取り入れ、地域の特性を生かしつつ、自立したまちづくりを実現していくために、市民⁽¹⁾と市⁽²⁾がともに公共を支えていくことが必要です。

また、市民それぞれがともに公共を担い、自分が所属するコミュニティをより良くするために、地域活動を行うことで、住んでいることを誇りに思え、市にシビックプライドや愛着を、帰属意識が生まれるようになります。その結果、安心かつ、市民一人ひとりが生き生きと輝ける、魅力的で持続可能な地域づくりができるようになります。まちへと発展していきます。

市では、第五回和光市総合振興計画において、「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」を将来都市像とし、市民と市との協働を推進すること住んでよかったとみんなが思える、協働によるまちづくりの推進を定めています。そのためには、市の職員と市民が協働に反対する理解を深め、協働の仕組みを構築対等な立場で共通の目的に向け連携・協力していかなければなりません。

この和光市協働指針は、市民と市が協働を進めていくため、協働の考え方やその進め方を共有することを目的として策定しました。

2 和光市が目指す協働

第四次和光市総合振興計画では、「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」を目指し、市民と市の協働により、共通の課題や目標に向け協力し、自立した協働のまち

(1) この指針でいう市民とは、住民（市内に居住する人）、地域活動団体（自治会等）、市民活動団体（NPO 法人・ボランティア団体等）、企業など和光市のまちづくりを担うすべての主体のことをいいます。

(2) この指針でいう市とは、一定の地域及びそこに住む住民を存立の基礎とし、その地域における行政事務を住民の自治によって行う団体（地方自治体）のことをいいます。

~~づくりを実現することを掲げています。~~

~~和光市の協働は、都市化の進展により成長を遂げる一方で、少子高齢化や環境への配慮など新たな市民ニーズに対応するため、世代や立場を超えた多様な主体との連携によって、「みんなでつくる」まちづくりを進めています。~~

第Ⅱ章 協働についての基本的な考え方

1 協働の意義

協働とは、異なる組織などが相互に理解し、自立した対等なパートナーとしての立場で、共通の課題や目標に向けて、それぞれの特性を発揮しながら協力して取り組むことです。協働はどのような取組であっても実施しなければならないのではなく、協働を行う場合は、お互いの特性を理解し、十分に認め合った上で、より効率的で効果的な方法を選んでいくことが必要です。

このように協働とは、これからの課題解決のための一つの手法として捉えていくことが大切であり、市民と市が、様々な結びつきから人と人との和（輪）を広げていくことが、協働の取組の基本となります。

2 協働を進める上での基本原則

パートナーとしての関係から、市民と市が協働を円滑に進めていくための以下の6つの基本原則（以下「協働基本原則」といいます。）を定め、これをお互いが理解し、常に協働基本原則に則って取り組んでいくこととします。

（1） 相互理解の原則

市民と市はそれぞれお互いの立場や特性が異なるため、十分な対話と合意が必要です。お互いの長所や短所も含めて理解を深め、尊重し、信頼関係を築くことにより、それぞれの役割を確実に果たすことができます。

相手の考え方を十分に理解し、信頼関係が形成されれば、協働はスムーズに行われ、より良い成果も得られます。

また、お互いに信頼関係を損ねることのないよう、常に配慮することが必要です。

（2） 目的・評価共有の原則

様々な社会的課題や市民ニーズに対応するため、市民と市が共に社会全体の利益である公益を判断して、それを実現していくという考えに基づき、お互いが共通の目的を明確にし、共有していくことが大切です。

また、目標を共有した上で、相互に評価・検証することは、協働する両者の信頼関係を深めることや、質を維持向上させることにもつながります。

具体的には、協働事業を始める前に、観察会等のイベントを何回開催するかなど計測可能な実施目標や、参加した人達の意識がどのように変化するか等の定性的な成果目標の設定をすることで、事業実施後に客観的な評価がしやすくなります。

評価をする際には、「事業の評価」と「協働の評価」を分けることが大切です。事業の評価は、当初設定した成果目標を達成できたことと、想定以上の効果が出せたこと等を確認します。協働の評価は、プロセスの積み重ね（話し合いにおける問題や意識の共有）、広がり（他の団体の参加や受益者の広がりがみられたか）、協働の成果（市民、提案団体、市にそれぞれメリットがあったか）等を確認します。

（３） 役割分担明確化の原則

お互いが主体性を持って協働を円滑に進めていくためには、合意の上で、双方が果たすべき役割や責任の分担を明確にすることが必要です。

（４） 情報公開の原則

市民と市との協働には、お互いの情報を公開するとともに、協働の過程を明らかにすることが必要です。これは、説明責任を果たすことになり、協働についての社会的な理解が深まります。市は、早期の情報公開に努め、政策立案の段階から市民と共に進めていくことが大切です。

また、第三者への情報公開は、新たなパートナーが協働の取組に参画できる環境づくりにもつながります。

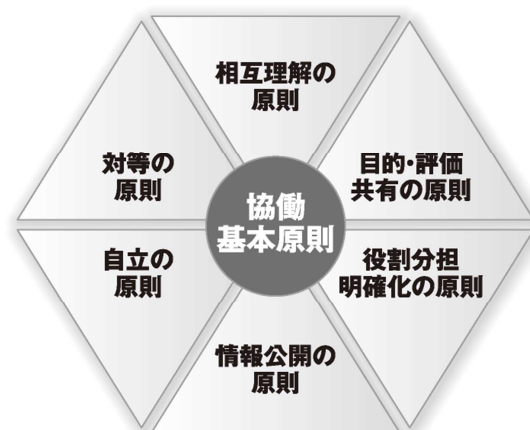
（５） 自立の原則

市民と市がそれぞれの特性や立場を生かして、主体的に地域の課題を解決していくためには、お互いが依存することなく自立していることが必要です。

自分のプランや考え方をもち、それぞれの行動に責任を持つことが自立したパートナーのあり方です。

（６） 対等の原則

協働はお互いの合意により行うものであるため、上下関係ではなく、対等な関係にある人や組織が力を合わせることで成立します。市は、市民に対する支援者としてではなく、協働のパートナーとして市民と対等の関係であることが大切です。



3 協働の主体と主な特性

協働の主体の内容と特性は、次の表のように考えることができます。協働は、お互いの主体の特性を知り、それぞれの特性を十分に生かして進めていくことが大切です。また、市民と市が協働することにより、それぞれの主体が個別に行う以上の効果を得ることができ、豊かなまちづくりへとつながります。

協働の主体	内 容	主な特性
住民等	市に在住、在勤、在学するなど、日常生活で市とかかわりのあるすべての人	多様性 独創性 自発性
地域活動団体	自治会、育てる会、地区社会福祉協議会など一定の区域に居住している住民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体	地域性 継続性 共益性
市民活動団体	NPO 法人、任意の市民活動団体、ボランティア団体など、主に住民等で構成され、営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体	自主性 機動性 専門性
企業等	主に営利を目的に経済活動を行う組織体であるが、企業の社会的責任という概念から、地域と連携した社会貢献活動を行う組織	専門性 先駆性 機動性
公益法人等	営利を目的としない公益的な法人（社会福祉法人、学校法人等）	共益性 専門性 安定性
国等の機関	国の機関や独立行政法人などの公的な機関のうち、本来業務に加え、専門的な知識や技術を社会に還元する活動を行う機関	専門性 安定性 先駆性
市 （地方自治体）	一定の地域及びそこに住む住民を存立の基礎とし、その地域における行政事務を住民の自治によって行う団体	公平性 安定性 専門性

4 協働に関する活動領域

市民と市の協働に関する活動領域を表すと次の表のようになります。それぞれの領域の中からお互いの特性を生かしながら協働がふさわしい事業の活動領域（B・C・Dの区分）を協議し、協働を進めていきます。

また、Aの区分の活動領域についても、市は情報の把握に努め、必要であればBの区分の活動領域に移行することを検討するとともに、Eの区分の活動領域については、市民参加と情報の公開を徹底します。

なお、協働がふさわしい事業は、市民と市がお互いの知識、技術や経験を持ち寄ることにより、効果的で効率的に行うものであり、固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民ニーズによって柔軟にとらえていきます。

領域	市民の活動領域	協働がふさわしい事業の活動領域			市の活動領域
区分	A	B	C	D	E
内容	市民が市とは関係を持たずに自主的に活動を行うもの	市民が主体的に実施し、市が協力して事業を行うもの	市民と市がお互いの特性を生かして協力しながら事業を行うもの	市が主体的に実施し、市民が参加、協力して事業を行うもの	市の責任と主体性により市が独自に行うもの（処分・条例の制定など）
協働形態		事業協力 補助 後援	実行委員会・共催 協定 協働運営 協働型委託 （協働事業提案 市民提案型）	協働型委託 （協働事業提案 行政提案型・他） 委託	
協働がふさわしい事業例		1 地域や対象者の実情に合わせてきめ細やかで柔軟な対応が必要な事業 （高齢者・障害者・子育ての支援など） 2 地域との連携が必要な事業 （防犯・防災の活動、ごみの減量化や環境保全の活動、公園・コミュニティ施設の運営など） 3 専門性が高い事業 （芸術・文化活動など） 4 状況に応じて迅速な対応が必要な事業 （災害時のボランティア派遣など） 5 生涯学習事業（市民大学講座等）			
成果の帰属	市民に帰属		双方に帰属		市に帰属

5 協働の形態

協働の形態は、個々の協働事業の目的に合った効果的で効率的な方法を選ぶ必要があります。主な協働の形態、内容等については次の表のとおりです。ただし、協働には様々な形態があり、この表に厳密にあてはめられる活動だけではありません。

また、協働の実施に当たっては、協働基本原則を踏まえた上で、お互いの特性を生かせる役割分担や責任の所在などを明らかにしていくことが大切です。

形態	内容	効果	想定される事例
実行委員会 ・ 共催	市民と市が共に主催者となって企画・運営・実施を行う方法	お互いが対等な立場でそれぞれの特性を生かした企画・運営・実施をすることができる。	市民団体と市とのイベント等の共催
協定	企業や大学等と市が、一定期間、連携と協力をする方法	得意分野を生かして、効果的に事業を推進できる。	企業との防災協定 大学等との相互協力協定
協働運営	市民と市がお互いに労力や資金を負担して協定書を締結し、事業を行う方法	市民と市がお互いの資源を生かしながら、効果的に事業を実施できる。	協働負担金による運営
協働型委託	市民と市が対等な関係で協議を行い、仕様書や役割分担書を作成し、委託により事業を実施する方法	市民の有する専門的知識や経験が生かされ、多様なサービスの提供や、先駆的な取組が期待できる。	協働事業提案制度を活用した事業 公共施設等を地域の住民が管理・運営する事業
委託	市民の有する専門的知識経験を生かせる業務や、地域福祉の向上に結びつく活動が期待できる業務を市民に委託する方法	施設等の管理運営などについて、効果的な運営や地域コミュニティの醸成・地域福祉の向上に結びつく活動が期待できる。	福祉における地域支援事業や公共施設等を管理・運営する事業
事業協力	市民と市が協力して、一定期間、継続的に事業を実施する方法	双方の特性や得意分野を生かすことにより、事業の相乗効果が生まれ、双方の理解が深まる。	自主的な防犯活動を行う団体の支援として市が物品を貸与し、防犯意識の啓発や犯罪の防止を図る方法等

			アダプト制度(市民が市と協議・合意の上で公共施設等の清掃・美化活動を行い、市が活動に伴う物品の支給などを行う方法)
補助	市民が行う事業に対して、市が財政的な支援を行うことで公益を実現する方法	市民の自主性・自立性が尊重され、課題に対して、創造的で先駆的な取組ができる。	自治会活動に対する補助金等
後援	市民が実施する事業の公益性を認め、市が事業を支援していくために、後援名義の使用許可を行う方法	事業に対する社会的信頼性が増し、理解や関心が向上する。	市民団体主催の講演会等の後援

第Ⅲ章 協働についての現状と課題

1 市の現状

当市は交通利便性の高い東京郊外の住宅都市であり、都市化の進展に伴って人口が増加しています。市の特徴として、「都市」と「田舎」の良さを兼ね備えていること、単身世帯が多いこと、人口に占める 20～30 歳代の比率が高いこと、転入転出が多いこと、都心に職場を持つ人が増加していること、市内に居住する外国籍市民の増加に伴う多文化共生などが挙げられます。

市は、市政運営の基本方針として、「市政の主役は市民である」との基本理念の下に、平成 16 年 1 月に「和光市市民参加条例」を施行し、重要な施策を決定するときには、必ず市民の意見を聴くことを制度化しました。しかし、この条例に基づいて保証された市民参加も一部の市民にとどまっているのが現状であり、す。若い世代の転出入が多い和光市だからこそ、意識的につながりを作っていく必要があり、創意工夫をもって活性化を図る必要があります。

市民との協働の事業は、近年さまざまな分野で進められています。どの分野においても多岐多様にわたり、従来の前例踏襲型の事務の執行では対応しきれないものとなっています。このような中で、市民と市の相互理解、信頼関係を深めていくためには、協働に対する市の基本的なビジョンを設定広く共有すること、職員全体の意識の向上を図っていくことなどを総合的に進めていく必要があります。

~~また、市民協働推進センターの設置や、協働事業提案制度の導入により、協働の事業は増えました。しかし、事業を実施する上での目的・目標の相互間の共有について~~

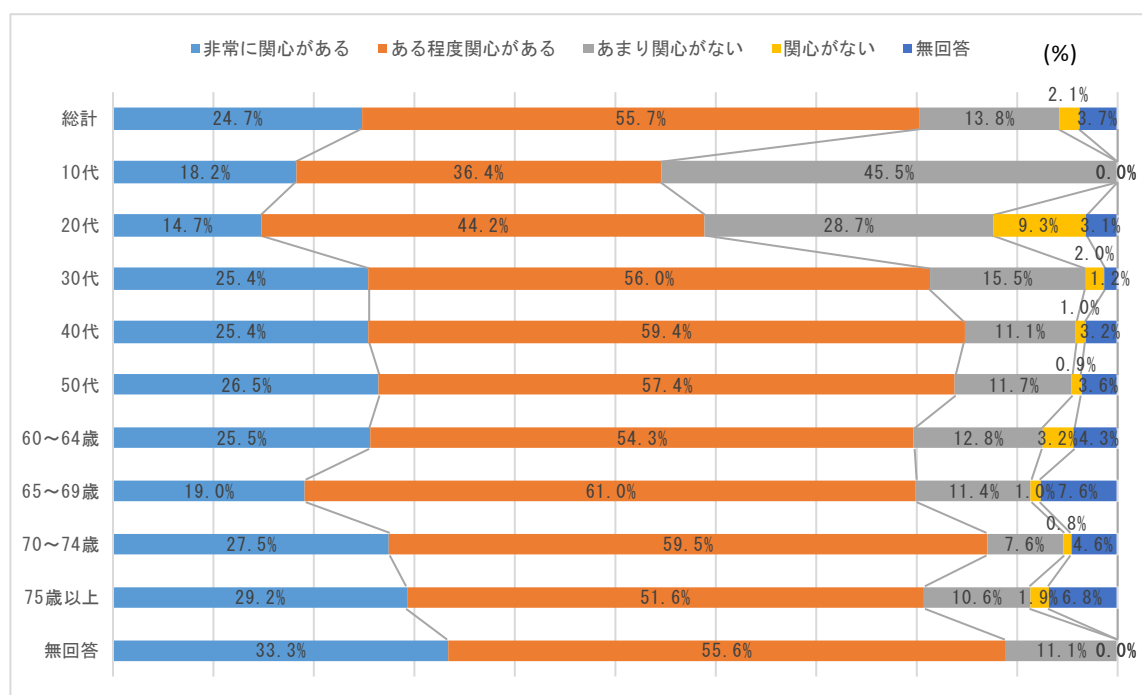
は、不十分な事業もあります。これからの協働事業は、協働のパートナーを理解し、共に地域課題を解決するために同じ想いを持って取り組んでいくことが重要です。

今後は、事業の性格やその形態に応じて柔軟に運用するとともに、協働を実施する上での最適なプロセスや成果を重視するため、PDCAサイクル^⑨を意識した事業の進め方が求められます。

2 市民の現状

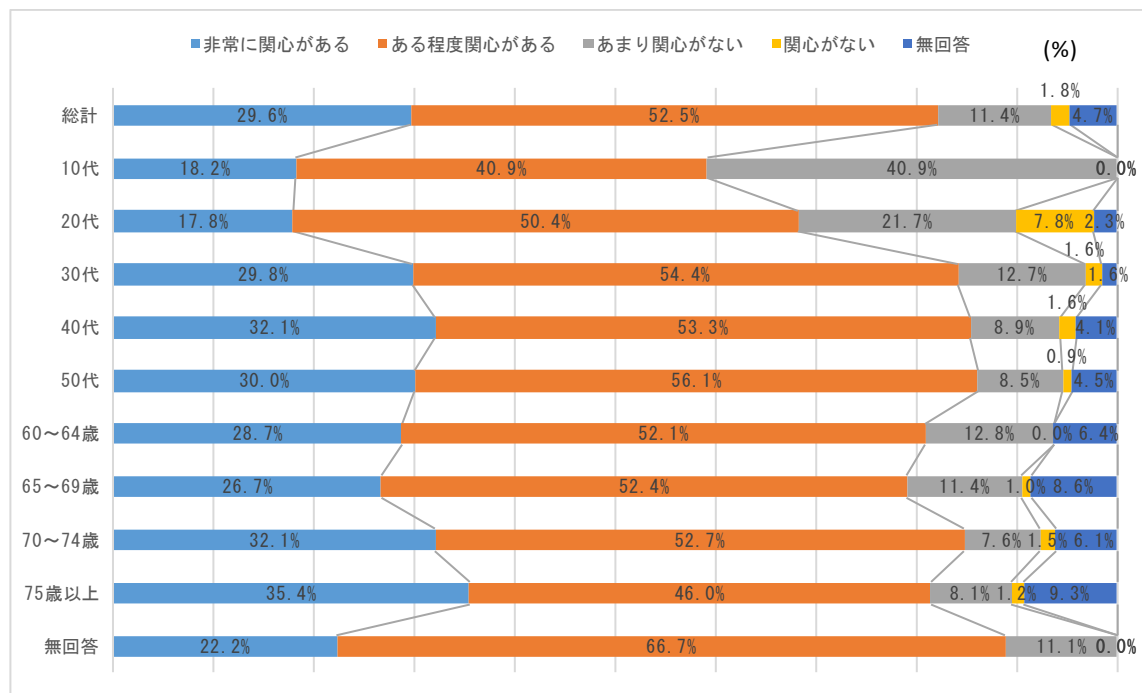
市における地域活動の核となる自治会の世帯加入率は、平成3年をピークに低下傾向を示し、自治会とかかわりを持たない市民が増加しています。一方で、平成27年度令和元年度に実施した「市民意識調査」によると、市全体及び居住地域への関心度はについて総計では8割以上の人が関心を持っていることからわかります。特に30代以降の関心が高いことがうかがえ、地域とかかわりを持たないというベッドタウン地域の特徴があるものの、潜在的には地域に関心がある市民が多いことが伺えます。

市全体のできごとや動きについての関心度



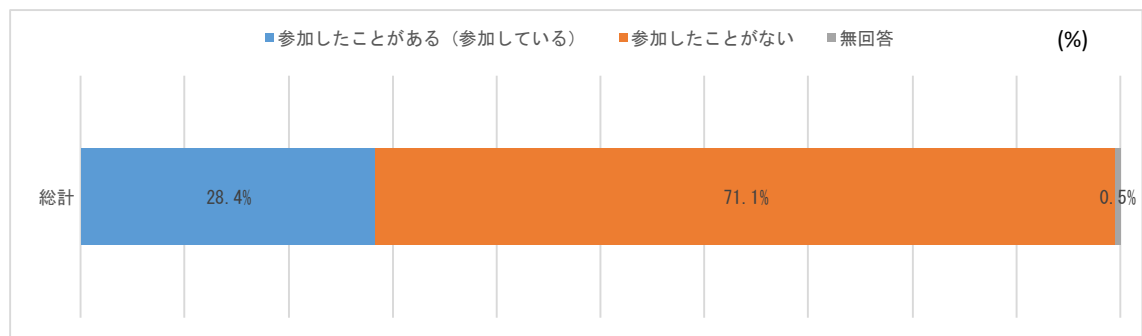
⑨ 「PDCAサイクル」とは、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（見直し）のマネジメントシステムを継続的に行うことで、計画的で効率的なプロセスを実行することをいいます。

居住地域への関心度



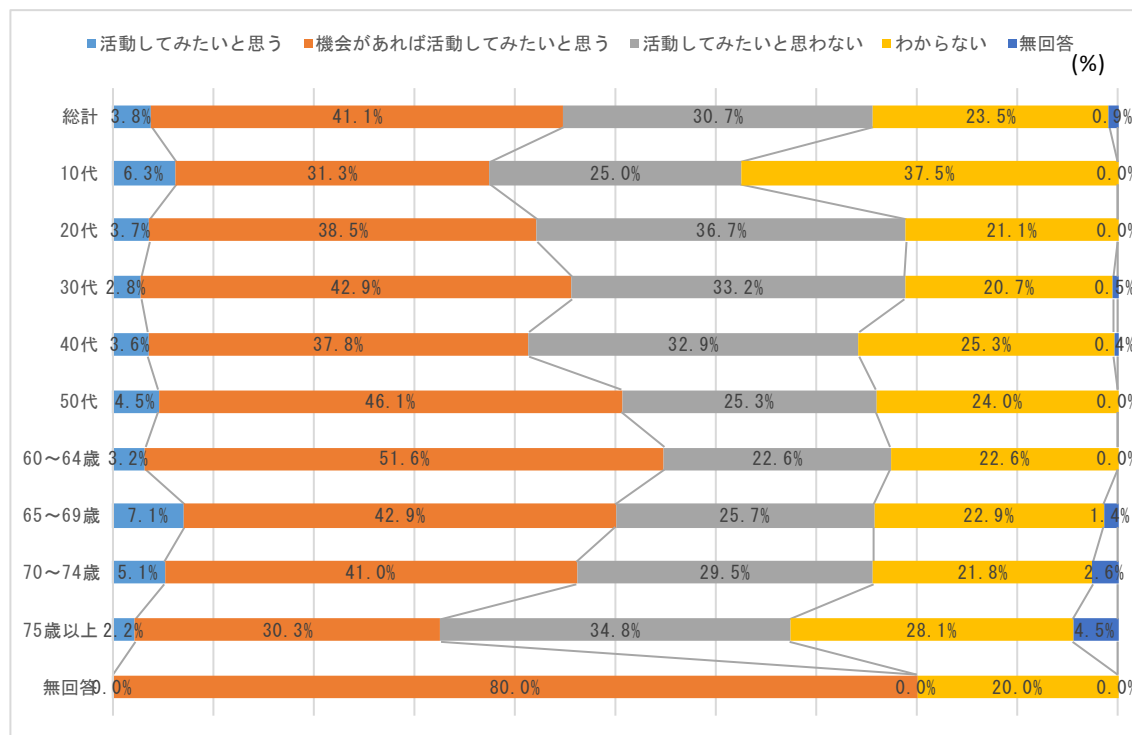
一方で、「これまでに市民活動（ボランティア団体・NPO団体等の活動）・地域活動に参加したことがある」と回答した人は28、4％で、実際には約7割の市民が活動に参加したことがない現状が明らかになりました。

市民活動・地域活動への参加経験



一方、しかし、「これまで活動に参加したことがない」と回答した人のうち、総計では約54割の人が「今後、機会があれば地域活動やボランティア団体、NPO団体で活動してみたいと思う」と回答しています。年代別にみると、60歳～64歳では特に多く、続いて50代、65歳～69歳、70歳～74歳、30代と続きます。

今まで活動経験がない回答者対象 今後の地域活動・市民活動等への活動意欲



今後は、こういった潜在的には市や地域に関心がある市民に、**気軽に**まちづくりへ参画してもらうため、地域活動団体や市民活動団体等に関する情報を積極的に発信する情報ネットワークを強める必要があります。

環境や福祉、防犯など、地域における**共通の目的のために協力する**市民活動は徐々に活性化し、市内を活動の本拠とするNPO法人の数も年々増加しています。~~当市の市民活動団体の特徴として、市民活動団体を、ボランティア型の団体とコミュニティビジネスのような事業型の団体の2種類で分類した場合に、和光市では、ボランティア型の団体が多いものの、~~今後はボランティア型、コミュニティビジネス型の双方が**そのため市では地域活動団体や市民活動団体が活動しやすいサポートを行うことが求められます。**

●平成30年度に実施した「市民活動団体実態調査」結果によると、情報ネットワークの多様化に伴い、市民協働推進センターが発信するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等による周知について、多くの団体が役立ったと回答しています。また、団体等の情報発信手段として、SNS等での周知方法が加わっています。さらに、SNS等の普及によって、若い世代で構成される市民活動団体の市民協働推進センター登録数が増加しています。

団体への活動支援として市民協働推進センターに望むことについては、交流スペース及び印刷機の土日や夜間の利用、貸会議室の設置が多くなっています。

市との協働については、多くの団体が連携を望んでおり、実際に連携実績が多数あります。さらに、他の市民活動団体や自治会、学校、商工会、企業、社会福祉協議会などとの連携も多く求められています。

3 課題

(1) 地域への帰属意識を高め、市民活動に参加するしくみづくり

様々な地域活動に、より多くの市民の参加を促し、地域への帰属意識を高めるとともに、新たな市民活動やボランティア活動との連携を図り、個々の知識と経験をまちづくりに生かしていけるようなしくみを作ることが必要です。また誰もが気軽に参加できるよう、情報を積極的に発信していくことが必要です。

(2) 世代を超えた人と人がつながるきっかけづくり

世代を超えた人と人とのつながりは、新たな担い手や活動の広がりを生み出します。協働により、世代を超えた新たな連携を図り、地域力をさらに向上させることが必要です。

(3) 多様な強みを生かし合う機会を創出するしくみづくり

市民活動団体、自治会、商店、企業、国の機関、市などそれぞれが持つ多様な強みを生かし、協働の機会を創出することが必要です。

(4) 協働をコーディネートし、市民の活動を支援するしくみづくり

~~地域間で特性があるものの、高齢化や防災・防犯など共通の課題もあります。このような共通課題は、協働により市民と市民が連携することが必要です。~~

協働のパートナーであるにより市民活動を支援していくため、市は、行政としての専門性を生かし、協働の推進に向けた総合的な視点による支援を行っていくことが必要です。さらに協働に関する専門的知識を持ち、地域的、個別的な課題を解決するため、資源（ヒト、モノ、カネ、場所、情報）の仲介、団体間のネットワークの促進等をコーディネートしていく中間支援が大きな課題となっています。

コラム 協働の経過(協働事業提案制度の廃止)

平成22年度、地域の課題を解決するため、市民と市が双方から提案することができる協働事業提案制度が創設されました。設立当初から多くの提案があり、採択された事業は現在も所管課の協働事業として継続されています。創設から11年、市民の協働意欲、庁内各部署においても協働の意識、協働の文化が広がり、所管課でも相談・対応することが可能になったことから、令和3年度に協働事業提案制度は廃止となりました。

協働事業提案制度によって、各団体が所管課に事業提案・実施することが可能となり、協働の土壌が形成されたことは協働事業提案制度の大きな成果だと言えます。しかし、新たな団体との協働に関するパイプ役は、引き続き和光市協働推進センター（わこらぼ）が窓口となり、団体と部署をつなぐコーディネート役を担っていく必要があります。

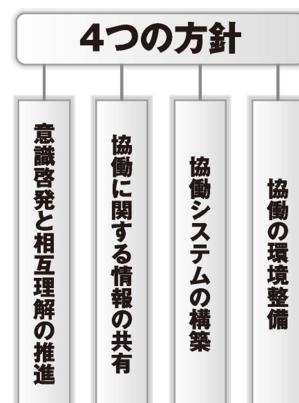
◆実施事業一覧（平成23年度～令和3年度 計17件）

《平成23年度実施》
【市民提案】介護予防普及活動（栄養講座・情報提供）
【行政提案】市民緑地 上谷津ふれあいの森の維持・管理
【行政提案】市民緑地 新倉ふれあいの森の維持・管理
【行政提案】午玉山特別緑地保全地区の維持・管理
《平成24年度実施》
【市民提案】市民緑地「大坂ふれあいの森」の保全と活用
【行政提案】農業体験センター及び市民農園の管理運営
《平成25年度実施》
【市民提案】吹き矢で介護予防
【行政提案】子育て家庭孤立防止活動（ホームスタート）
《平成26年度実施》
【市民提案】わこう郷土かるた（わこうっちかるた）作成事業
【市民提案】和光市湧水環境調査事業
《平成27年度実施》
【市民提案】みんなで子どもたちを守ります！～下新倉小学校区のフィールドワークと通学路安全マップづくり事業～
【市民提案】越後山パークライフプロジェクト
【行政提案】和光市運動場有効利用計画
《平成28年度実施》
【行政提案】和光市自然環境マップの作成
《平成29年度実施》
【市民提案】お家（うち）ごはん塾
《令和元年度実施》
【市民提案】多文化子育て支援事業～子育て通訳サポート～
《令和2年度実施》
【市民提案】心を込めた花で明るい街づくり
《令和3年度実施》事業提案なし

第Ⅳ章 協働の推進に向けて～市の取り組み～

1 市民と市との協働を進めるための4つの方針

市民と市との協働を進めるために、4つの方針を定めています。協働を進める上で、責任を持って業務の分担をする対等なパートナーとして市民を位置付け、協働基本原則に基づき、以下の4つの方針により、市民と市との協働を具体的に進めていきます。



(1) 意識啓発と相互理解の推進

市民と市が協働し、よりよいまちづくりを行うためには、お互いの意識啓発と相互理解が大切です。市は「これからの公共は、市民と市との協働により成り立つ」という意識を職員全てに周知するとともに、市民に対する意識啓発や市民と市の相互理解の推進に努めます。

(2) 協働に関する情報の共有

市民と市は、協働に関する情報を積極的に提供し、共有することが大切です。市は、情報の提供手段について工夫することにより、市民がいつでも簡単に情報を入力でき、**協働するきっかけをつくる**よう努めます。

(3) 協働システムの構築

協働を推進するためには、協働を担当する窓口機能を充実させることや、協働について検討する体制が**必要です。****を構築します。**

(4) 協働の環境整備

市内には様々な知恵や技術を持った多くの市民がいます。市は、これらの市民を貴重な財産と考え、市民一人ひとりの力が生かされるような、協働の環境整備を推進します。

2 推進に向けた取り組み

(1) 協働推進体制の整備

① 市民協働推進センター（わこらぼ）の設置運営

市民活動を活性化し、協働を推進するためには、いつでも活動が行えるとともに、協働の情報収集や発信、市民間の相互交流、市と協議をするための場所が必要です。そのために、市は、協働の核となる施設として市民協働推進センターを**設置運営**し、市民活動の支援及び協働の拠点整備に努めます。

また市民活動の内容は広範囲にわたるため、市の所管課もそれぞれ異なっています。そのため、市民協働についての相談に対する総合窓口が求められます。市は、協働の推進に向け、行政としての専門性を生かし、総合的な視点による的確な情報提供や団体紹介ができるように相談窓口の充実に努めます。

② 協働推進懇話会の設置

協働について専門的な議論をする場として、協働推進懇話会を設置しています。協働推進懇話会~~は、~~学識経験者、市内の市民活動団体を代表する者、市内の公共的団体を代表する者、協働推進庁内調整委員会委員、協働推進ワーキング委員から組織され、市の協働推進について総合的な視点で調査研究~~する他、協働事業提案制度で実施した事業の評価を行います。~~を行っています。

③ 協働推進庁内調整委員会・協働推進ワーキングチーム

市役所内に協働を推進する横断的組織として、市役所内の連携を図り、統一的、組織的に取り組むために、~~市役所内に協働を推進する横断的組織として、~~協働推進庁内調整委員会を設置しています。また、各部署における協働推進のリーダーとして、市民と共に協働の推進に努めるために、協働推進ワーキングチームを設置しています。これらの組織を活用してネットワーク化し、協働事業の調整等に努めます。

④ 職員研修の実施と職員の能力向上・意識改革

協働に関する実効性のある職員研修を行うことにより、職員一人ひとりが協働を意識して日々の職務に取り組むよう努めます。

また、職員が積極的に市民と協働することにより、~~多様なニーズへの対応、より良い課題解決の糸口となります。自己の意識改革に努め、柔軟な対応に努め、~~地域の課題を的確に把握し、職員としてのコミュニケーションやコーディネート能力、ファシリテーション能力を高めるよう努めます。

⑤ 和光市まちづくり寄付金制度

平成24年度に、和光市まちづくり寄付金制度が創設しました。今後はその活用についても検討していきます。また、融資制度、基金制度などの財政支援の仕組みについても検討します。その他補助金等については、外部の支援制度等も含めて情報提供を行います。

(2) 情報発信の充実、交流の機会と場の提供

① 広報、ホームページ、SNS等による情報発信の充実

市民が協働に関する情報を容易に入手でき、市民相互や市民と市の双方向のコミュニケーションの活性化をする仕組みづくりのために、広報、ホームページ、SNS等により情報を積極的に提供します。また、市民協働推進センター

では情報紙を発行して、市民活動の支援を行います。

② 交流の機会と場の提供

市民協働推進センター（わこらぼ）では、多様な主体同士で交流する機会と場を提供し、協働が円滑に進むように努めます。また、新たな交流を創出し、市民活動の活性化に努めます。

~~（３） 制度・支援の充実~~

~~① 協働事業提案制度~~

~~地域の課題を解決するため、市民と市が双方から提案することができる協働事業提案制度は、平成２２年度に創設されました。平成２９年度には制度の見直しを行い、新たな制度では提案書類を簡素化する一方で、協働の必要性を確認後、担当課との協議を開始し関係性を構築した上で事業採択に臨む制度設計としました。今後も協働事業提案制度を活用し、市民と市との協働事業を推進していきます。また、協働事業提案制度を利用した協働事業についても、他の事業との優先度や影響を確認し、より効果がある事業は、行政施策に反映できる仕組みを検討します。~~

② 相談制度の充実

（移動）市民活動の内容は広範囲にわたるため、市の担当部署もそれぞれ違ってきます。そのため、市民の協働についての相談に対する総合窓口が求められます。市は、協働の推進に向け、行政としてその専門性を生かし、総合的な視点による的確な情報提供や団体紹介ができるように相談窓口の充実に努めます。

③ その他の支援制度

（移動）平成２４年度に、和光市まちづくり寄付金制度が創設しました。今後はその活用についても検討していきます。また、融資制度、基金制度などの財政支援の仕組みについても検討します。その他補助金等については、外部の支援制度等も含めて情報提供を行います。

~~（４）~~ **（３） 中間支援ができる人材の育成 協働推進員の配置**

協働を活性化するためには、個々の活動を育てていく中間支援機能が必要となります。協働について公平で中立的なコーディネーターの育成に努めます。

~~（５）~~ **（４） 環境整備**

① 地域の人材を活用できる仕組みづくり

市民が地域で活躍できる環境を整えるとともに、市民の知恵や技術などの専門性についての情報を登録するなど、必要なときに必要な人材を生かすことのできる「人材バンク」のような仕組みづくりに努めます。

② 市民意識の醸成と相互理解の仕組みづくり

市民の一人ひとりが地域の課題について問題意識を持ち、まず自らが取り組むという主体的な意識が醸成されることを支援していきます。

~~また、協働を進めるためには、市民と市がコミュニケーションを深め、お互いを理解することが重要であるため、協働推進の意思を持つ市民が、相互理解と情報の共有を図ることにより、和光のまちを住みやすくすることを目的として、協働推進連絡会議を設置しました。今後も、市民と市が同じテーブルで話すことができる仕組みづくりにより、市民と市がお互いを尊重し、理解が深まるよう努めます。~~

③ 地域の拠点づくり

協働を継続し、活性化していくためには、日常的に利用しやすい身近な地域においても活動の拠点が重要です。市は、計画的に協働に関する地域の施設を整備します。

第Ⅴ章 改定にあたって

この和光市協働指針は、平成19年に市が作成した素案を基に市民と市が協働により検討を加えて策定したものです。平成25年、平成30年に改定し、さらに平成30年令和4年、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に合わせ、一部見直しを行いました。今後も、協働の進展、社会情勢の変化等に合わせ、適宜見直しを行っていきます。この指針を道標として、協働による住みよいまちづくりが推進されるように、市民と市との信頼関係をより一層深め、共通の目的のために双方で十分協議をして進めていくことが大切です。

多様化、複雑化する地域課題に、より一層市民と市が協働し、「~~みんなでつくる~~快適環境都市 ~~わこう~~ **みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光**」を目指し、まちづくりを進めていき**たいと**考えています。**ます。**

~~今後は、第五次和光市総合振興計画に掲げる将来都市像の実現に向けた和光市の目指す協働によるまちづくりを見据えながら、本指針を改定してまいります。~~